

総行経第 8 号
総行地第 18 号
総財公第 25 号
総財務第 37 号
平成 26 年 2 月 17 日

各都道府県総務部長
(財政担当課・行政改革担当課・市区町村担当課扱い)
各指定都市総務局長
(財政担当課・行政改革担当課扱い)
各都道府県議会事務局長
各指定都市議会事務局長

} 殿

総務省自治行政局行政経営支援室長
総務省自治行政局地域振興室長
総務省自治財政局公営企業課長
総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

消費税率（国・地方）の引上げに係る地方独立行政法人等における対応について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率（地方消費税率を含む。）の引上げに係る地方独立行政法人、土地開発公社その他地方公共団体が出資を行っている法人（以下「地方独立行政法人等」という。）における対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、下記の点に留意の上、所要の措置を講じるよう、所管する地方独立行政法人等に対して周知・要請頂くようお願いします。

また、地方独立行政法人に関しては、「平成 26 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項について」（平成 26 年 1 月 24 日付事務連絡）を踏まえ、地方独立行政法人の料金上限の変更の認可等について、地方公共団体において適切に対処するようお願いします。

併せて、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について速やかにご連絡いただき、各市町村が所管する地方独立行政法人等においても、その趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 地方独立行政法人等においては、物品等の調達に際して消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、必要な措置を講じられたいこと。

なお、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）の施行にあたり、経済産業省及び公正取引委員会から大規模小売事業者等に対し、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことがないよう、適切な措置を講じる旨の要請文書（別添参照）が発出されたところであり、地方独立行政法人等における措置に関しては、これを参考とされたいこと。

- 2 地方独立行政法人等においては、その業務に関して料金を徴収している場合には、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、料金の改定等に係る必要な措置を講じられたいこと。